



2019年11月25日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 仲井 嘉浩
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問 合 せ 先
責任者役職名 IR部長
氏 名 吉田 篤史
TEL (06) 6440-3111

株主からの提訴請求への対応について

当社は、2019年10月1日付「同一株主からの提訴請求について」においてお知らせしましたとおり、代表取締役 阿部俊則及び稲垣士郎を被告とする株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の原告である当社個人株主1名より、2019年9月30日、当社監査役宛に、代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆の責任を追及する提訴請求書をさらに受領しておりました。

本提訴請求は、本件訴訟及び2019年4月15日付「同一株主からの提訴請求について」においてお知らせしました追加の提訴請求について、被告として代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆を追加する趣旨でなされたものであり、請求の基礎となる事案は、本件訴訟におけるものと同じの当社が被った分譲マンション用地取引での詐欺事件です。対象となる損害も実質的に同一であり、主位的には当該詐欺事件による損害55億5,900万円につき、業務執行上の判断の誤り及び他の取締役・使用人に対する監視監督を怠ったという任務懈怠があり、当社に対する善管注意義務違反があるとして、予備的には上記損害のうち取引決済日に支払った残代金49億819万3309円につき、被害拡大防止についての任務懈怠・善管注意義務違反があるとして、代表取締役 仲井嘉浩及び内田隆に、代表取締役 阿部俊則及び稲垣士郎と連帯して、同額の損害賠償並びに遅延損害金の支払いを求める責任追及等の訴えの提起を求めるものです。

当社監査役会は、上記提訴請求を受け、2019年10月4日、監査役会の下に社内対応チームを設置し、外部弁護士に調査を委嘱してその意見を徴した上で、2019年11月21日に開催の監査役会において、対応方針について協議いたしました。その結果、当社の全監査役は、仲井代表取締役及び内田代表取締役の両名に対して、損害賠償請求訴訟を提起しないことといたしました。

本日、岩田常任監査役から仲井代表取締役及び内田代表取締役宛に、その旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

以 上